

令和 4 年 3 月 28 日

第 8 回

出水市農業委員会定例総会議事録

出水市農業委員会

招集日時及び場所

日時 令和4年3月28日
午後1時30分～午後4時00分
場所 出水市役所本庁 4階大会議室

出欠委員

(1) 出席委員

農業委員

会長 横峯 均

1番	大城 勝司	7番	山口 安任	13番	犬童 正成
2番	樋口 修			14番	田下 勉
3番	福本 悟	9番	尾道 睦雄	15番	福山 勝也
4番	松元 浩文	10番	大塚 雄二	16番	久野 敏朗
5番	大久保 友恵	11番	松元 重忠	17番	外園 優
6番	井町 和夫	12番	花園 ハルエ	18番	澤田 泰之

農地利用最適化推進委員

20番	時吉 大喜	25番	岩元 慎太郎	29番	吉田 直
21番	田中 智彰	26番	内木場 義友	30番	山口 廣喜
22番	中谷 國三	27番	武宮 豊	31番	坂元 敦信
23番	澤田 みね子	28番	外 雅夫	32番	花田 初男
24番	三原 仁				

(2) 欠席委員

農業委員

8番 小倉 幸夫

その他出席者

吉岡、犬渕、荒木、大島、内之浦

会議に付した事件

議案第 1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 2号	農用地利用集積計画について
議案第 3号	農地中間管理権の取得について
議案第 4号	農用地利用配分計画について
議案第 5号	農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見について
議案第 6号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 7号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 8号	非農地証明願について
議案第 9号	出水市農業委員会職員の出向について
議案第10号	出水市農業委員会職員の任命について

議長 皆さんこんにちは、ただいまから第8回出水市農業委員会定例総会を開会いたします。
ただいまの農業委員の出席は全員出席の18人で定足数に達しております。
なお、8番、小倉委員から欠席届が提出されています。
また、推進委員は全員の出席となっております。
議事録署名委員を指名いたします。

11番、松元重忠委員と15番、福山委員を指名いたします。

日程4 会期は本日1日限りといたしますがよろしいでしょうか。

(「異議なし。」と言う者あり。)

会期は本日1日限りといたします。

日程5 諸般の報告

総会後の業務報告等(会長報告、省略)

合意解約等の報告(事務局報告、省略)

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局お願いします。

事務局 説明します。議案第1号農地法第3条による許可申請について説明します。資料は、総会資料の6ページからになります。所有権移転、第3-1、申請地は、上鯖淵、畑、243㎡で、取得後は甘藷を耕作予定です。許可後の面積は243㎡です。この農地は、令和3年11月総会で空き家に附属した農地の指定を受けた農地です。譲受人は二人共同で購入し、持ち分2分の1の共有名義となります。譲受人の二人の関係は知人です。なお、令和4年2月総会の協議で、空き家に附属した農地の指定と3条申請が同月でない場合は、事前に事務局が現地調査を行い、前回の調査後から現状に変化がないことを確認できれば、当月の調査委員に現地の状況を報告することで現地調査を省略できることが決まりました。この申請が該当しましたので、事務局が調査前に現地を確認し前回申請の状態と変化がないことを確認できました。今回のこの申請の調査委員に報告し、現地調査を省略しています。

第3-2、申請地は、武本、田3筆、合計面積4,596㎡です。譲受人は兼業農家で、水稻等を耕作されています。取得後は、水稻を耕作予定です。許可後の面積は16,530㎡で、申請事由は譲受人の規模拡大、譲渡人の相手方の要望による売買の申請です。

第3-3、申請地は、武本、畑、2,527㎡です。譲受人は兼業農家で、水稻等を耕作されています。取得後は自然薯を耕作予定です。許可後の面積は5,418㎡で、申請事由は譲受人の規模拡大、譲渡人の相手方の要望による売買の申請です。

第3-4、申請地は、高尾野町大久保及び柴引、田2筆、1,558㎡です。譲受人は農家で、水稻等を耕作されています。取得後は、水稻を耕作予定です。許可後の面積は8,081㎡で、申請事由は譲受人の規模拡大、譲渡人の農業廃止による売買の申請です。申請地に隣接している農地大久保〇〇番と柴引〇〇〇〇番〇は、譲受人の農地です。譲受人は高齢ですが、近くに息子さんがお住まいですので、一緒に耕作されるという事でした。

第3-5、申請地は、浦田町、畑、969㎡です。譲受人は兼業農家で、水稻等を耕作されています。取得後はキャベツを耕作予定です。許可後の面積は3,033㎡で、申請事由は譲受人の規模拡大、譲渡人の規模縮小による売買の申請です。

第3-6、申請地は、下知識町、畑、69㎡です。譲受人は農家で水稲等を耕作されています。取得後は、花卉を耕作予定です。許可後の面積は4,801㎡で、申請事由は譲受人の規模拡大、譲渡人の規模縮小による売買の申請です。隣接地下知識町〇〇〇番は、譲受人の自己所有地の畑です。以前から申請地を草刈りなどして管理されていたということで、今回購入されることになりました。つぎの2項目は譲受人が同一ですので併せて申し上げます。

第3-7、申請地は、下知識町、田、824㎡です。

第3-8、申請地は、下知識町、田、1,001㎡です。この農地は隣接している農地になります。譲受人は兼業農家で露地野菜等を耕作されています。取得後は、水稲を耕作予定です。許可後の面積は3,134㎡で、申請事由は譲受人の規模拡大、譲渡人の規模縮小による売買の申請です。つぎの2項目は譲受人が同一ですので併せて申し上げます。

第3-7、申請地は、下知識町、田、824㎡です。

第3-8、申請地は、下知識町、田、1,001㎡です。この農地は隣接している農地になります。譲受人は兼業農家で露地野菜等を耕作されています。取得後は、水稲を耕作予定です。許可後の面積は3,134㎡で、申請事由は譲受人の規模拡大、譲渡人の規模縮小による売買の申請です。

次に、賃借権設定です。第3-101、申請地は、武本、田、1,947㎡です。賃借期間は10年です。借人は農家で水稲等を耕作されています。許可後は、水稲を耕作予定です。許可後の面積は11,859㎡で、申請事由は借人の規模拡大、貸人の相手方の要望による申請です。

使用貸借権設定です。第3-201、申請地は、荘 畑、592㎡です。賃借期間は、10年です。借人は兼業農家で露地野菜等を耕作されています。許可後は、花木等を耕作予定です。許可後の面積は4,034㎡で申請事由は借人の規模拡大、貸人の相手方の要望による申請です。以上です。

議長 報告者の18番委員、17番委員、報告をお願いします。

18番 18番です。3月23日、17番委員、32番委員、私と事務局職員で調査・審議した結果を報告いたします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転、私の方で申請番号、3-1から3-5までを報告いたします。それではまず、3-1、位置図の9ページを御覧ください。9ページ左側です。場所は、東出水保育園から西へ100mの所にあります。事務局の方からも報告があったように、令和3年11月総会で、宅地に付随した農地という事で認定を受けておりまして、現地調査を省略して航空写真で確認させていただきました。事務局職員の話では、現地は、11月総会の時とほぼ変わりがなかったという事で、特に問題はありませんでした。

続きまして、3-2になります。それで、所有者の方2人は、知人だそうで2人で持分2分の1ずつで所有されるという事でした。共同で使われるんじゃないかなと思っています。

3-2になります。3-2は、同じく地図は9ページの右側になります。慈光苑から南西へ380mの所にあるんですけども、申請地は斜線部分になってですね、南側の斜線の間に斜線が無い田んぼなんですけれども、その南側の雑種地の辺りの〇〇〇〇さんの事務所になっています。この裏辺り一帯を水田耕作されるという事で申請が上がっています。〇〇〇番の田と、〇〇〇番の田は、少なくとももう1枚にして管理してあって、効率的に水稲を耕作されるんじゃないかなと思って現地を見てまいりました。取得後は、今も現状も水稲を耕

作されている形跡があったので、このまま水稲を耕作されると思います。

続きまして、3-3になります。位置図は10ページです。場所は、西出水運動公園から南へ1100mの所にございます。ほとんどこの中央斜線部分〇〇〇〇番の畑なんですけれども、荒地だった所をこの譲受人の方が整地して、綺麗に畑の状態になっています。譲受人の経営面積が空欄となっていると思うんですけども、譲受人のお父様がですね、自作地を2,891㎡持っていらっしゃって、今回の申請と合わせて5反強、耕作される事になるという事です。この譲受人は研修とかも受けていて、自然薯の山口で自然薯栽培の勉強も、もう何度も行ってされていて、今後は認定農家になって、結構、農業にも力を入れていこうとされているそうです。

続きまして、次の7ページになります。3-4、位置図は11ページになります。11ページ、右と左の2つの地図に2筆場所が分かれていますので、まず左側の地図から大久保の〇〇番〇、田、882㎡です。そちらの方から説明します。位置は、高尾野駅から北へ80mぐらいの所にあります。中央斜線部分です。北側の〇〇番〇、〇〇番、田とも同一で1筆にというか1枚にしてあって管理されていました。ジャガイモを現地調査日には耕作されていました。田んぼとしてジャガイモを採った後は、耕作されるんじゃないかなと思います。例年そうされているような感じでした。

次に右側ですね。きらめきドームから北西へ830mの所にあります。中央斜線部、〇〇〇〇番〇、田、ここら辺も水田がずっと耕作されている所で、西側の〇〇〇〇番〇、田もまた1枚にしてあって耕作されていました。問題なく水稲を耕作されるものと思われました。

続きまして、所有権移転の3-5です。福ノ江郵便局から西へ380mの所にあります。中央斜線部、西側はずっと田んぼが広がっているんですけども、ちょっと沸きの方に橋本鉄工が建っていて、この地図には映っていないんですけどその近くになります。北側の〇〇番、〇〇番、こちらが自宅になっていまして、その南の〇〇番〇も自作地、この受人の方の田の畑で耕作されています。〇〇番の畑も南側にちょっと木とかが生えているんですけども、キャベツは耕作できるかなということで問題ないという形でした。

以上、所有権移転第3-1から第3-5は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、「許可相当」と判断いたしました。以上で報告を終わります。

議長 続きまして、17番委員お願いします。

17番 17番です。それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転、ページは7ページです。第3-6項から8ページの3-101、3-201までを審議した結果を報告します。

それでは、第3-6、所有権移転、ページは12ページをお開き下さい。12ページの右側です。下の右側の所ですが、申請地はこの〇〇〇番と斜線真ん中付近にあります。米ノ津小学校から南へ600mちょっと行った所に道路脇の三角形の小さな畑面になっておりました。現実、作物が作れるような場所ではなく、道路の法面のような感じの場所で、その隣の〇〇〇番の地主さんがここまで草刈りをして手入れをするという事でした。で、今は草がちょっと生えていましたが、ちょっと手入れして見た目にも綺麗に花を植え付けていこうというお話でございました。

次が3-7です。所有権移転のこれと3-8は受人が同人ですので、一緒に発表したいと思います。ページは13ページを御覧ください。

右左なんです、ここは出水インターチェンジから100mぐらい南に行った所で許可後は水稲を耕作するという事でしたが、現在もすぐ水稲が作付けできるような状態で、周囲も水田に囲まれているような状態でした。場所的に色々、商店とか温泉とか出てくるようなずっと先にはなるんじゃないのかなと思われるような場所でした。ここに許可が出れば、水稲を作付けされるそうです。

続きまして、次が賃貸借権3-101と使用貸借権3-201です。3-101ですが、ここは14ページです。14ページをお開きください。14ページの左側です。この場所は、328号線のアーバンスクールの先の信号を左折し、200mぐらい行った所の申請地でしたが、後々は水稲を作っていくという事で、契約期間は10年という事でしたが、普通の田んぼで、すぐに水稲を耕作できるという様な状況でした。

それで、次が3-201で使用貸借権の申請ですが、14ページの右側です。ここが、申請地は、蕨島小学校の北側、300mぐらいの所に位置し、海岸沿いでございました。私も初めてあちらに行ったんですが、現在その申請地の所は、家庭菜園のような感じで、その所が民泊とかカフェとかそういう営業をされているようなところで、そこをもうちょっと綺麗にして、今後は花を植えていきたいという事でした。

以上、3-6から3-201までの発表でしたが、以上、所有権移転、3-6から3-8及び賃借権設定第3-101並び、使用貸借権第3-201は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と判断しました。以上です。

議長 調査委員の報告が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。

質疑等ございませんか。

(「なし。」の声)

議長 無いようです。調査委員の報告では、全件許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、全件許可相当と決定いたします。

議長 続きまして、議案第2号 農用地利用集積計画についてと議案第3号 農地中間管理権の取得について、議案第4号 農用地利用配分計画についてを一括して議題といたします。

それでは、私を含めて賃貸借権設定で該当の委員さんがいらしゃいますので、協議に従って退室をお願いします。まず13番委員をお願いします。

(13番委員 退室)

事務局 議案第2号 農用地利用集積計画についてを説明します。資料は16ページ、賃借権設定、申請番号3-4です。申請地の表示が今釜町〇〇〇番 田 503㎡です。神奈川県在住の貸人と今釜町在住の水稲を主とする担い手の借人との新規設定になります。続きまして、申請番号3-5で申請地今釜町〇〇〇番 田 523㎡です。薩摩川内市在住の貸人と今釜町在住の水稲を主とする担い手の借人との新規設定になります。そして、47ページの申請番号3-62、土地の表示が今釜町の〇〇〇番と〇〇〇番の2筆合計1439㎡で栗毛野在住の貸人と今釜町在住の水稲を主とする担い手の借人との新規設定であります。以上で説明を

終わります。

議長 17番委員をお願いします。

17番 17番です。18番委員、32番委員、事務局職員と審議した結果を報告します。ただ今事務局から説明ありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条の3項の要件を満たしておりますので適当と判断いたしました。以上です。

議長 事務局及び調査員の報告が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。

(「なし。」の声)

議長 御意見・御質問がないようですので、調査員の報告どおり適当と決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 それでは、調査員の報告どおり適当と決定いたします。

(13番委員 入室)

議長 続きまして、17番委員の退席をお願いします。

(17番委員 退室)

議長 事務局をお願いします。

事務局 資料は33ページをお願いします。賃借権設定の申請番号3-37です。土地の表示、高尾野町唐笠木〇〇〇番 田 2869㎡ 高尾野町柴引在住の貸人と高尾野町唐笠木在住で水稻を主とする認定農業者の借人の再設定であります。次に資料の55ページをお開きください。申請番号が3-79土地の表示が高尾野町唐笠木〇〇〇番〇 田 1879㎡ 高尾野町柴引在住の貸人と先ほどと同じ高尾野町唐笠木在住の認定農業者を借人とする再設定であります。そして、次が56ページの3-80で土地の表示が高尾野町唐笠木〇〇〇〇番〇外 田2筆の合計3筆で2051㎡ 高尾野町唐笠木在住の貸人と先ほどと同じ高尾野町唐笠木在住の認定農業者を借人とする再設定であります。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。18番委員、審議結果の報告をお願いします。

18番 18番です。審議日時等は、先ほどと同じですので省略します。ただいま、事務局から説明がありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、適当と判断しました。

議長 事務局及び調査員の説明・報告が終わりました。御意見・御質問をお受けします。

(「なし。」の声)

議長 御質疑等がないようです。調査員からは適当と報告されましたが、調査員の報告通り適当と決定してもよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 それでは、調査員の報告通り適当と決定します。

(17番委員 入室)

議長 それでは、次が私の案件になりますので、議事進行を会長職務代理の17番委員にお願いしまして退室します。

(会長 退室)

職務代理 それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 資料は70ページ所有権移転の申請番号3-304です。土地は、高尾野町下高尾野〇〇番と〇〇〇〇番の2筆の田で計1,357㎡の大阪府在住の所有者から高尾野町下高尾野在住、施設野菜の認定農家が購入するものです。移転価格が5万円と記載してありますが、1筆5万円で2筆では10万円になります。10万円に修正くださるようお願いします。以上で、説明を終わります。

職務代理 事務局の説明が終わりました。17番委員、審議結果の報告をお願いします。

17番 17番です。審議日時等は、先ほどと同じですので省略します。ただいま、事務局から説明がありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、適当と判断しました。

職務代理 事務局及び調査員の説明が終わりました。御意見・御質問をお受けします。

(「なし。」の声)

職務代理 御質疑等ないようでしたら、調査員の報告通り適当と決定してもよろしいか。

(「はい。」の声)

職務代理 調査員の報告通り適当と決定します。会長の入室を求め議長をお返しします。

(会長 入室)

除斥おわり

議長 除斥案件が終わりましたので、引き続き総括表に基づいて説明をお願いします。

事務局 今月の総括表は資料83ページで今年度合計の総括表を84ページに掲載していますが、重複がありましたので修正したものを別紙に用意しました。83ページと84ページは削除していただき、別紙の総括表を御覧ください。賃借権の設定は、新規が40件、75筆、再設定が50件、97筆、合わせて90件、172筆で、218,839㎡です。続きまして、使用貸借権の設定ですが、新規が3件、9筆、再設定が7件、9筆、合わせて10件、18筆で、22,167㎡です。続きまして、農用地利用集積に係る所有権の移転ですが、売買が、9件、15筆で、16,711㎡、贈与が、2件、2筆で、1,094㎡です。

最後に、議案第3号 農地中間管理機構の集積計画及び議案第4号 配分計画は、耕作者別で7件、貸出者別では6件で、18筆 28,677㎡です。今月は全体として117件、225筆、287,488㎡の集積計画になります。

ちなみに議案と直接の関係はありませんが、参考として年度総括を作りましたので御紹介します。経営基盤強化促進法による貸し借りのうち、賃貸借の面積は86.2パーセントで、使用貸借は13.8パーセントです。使用貸借は親子間や親族間もありますが、管理してもらうために無料で貸しているものも増えているのではないかと思います。

また、貸し借り全体の中で中間管理事業によるものは31.5パーセントにとどまりますので、基盤法から中間管理事業への移行を一層進める必要があります。以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。18番委員、審議結果の報告をお願いします。

18番 18番です。審議日時等は、先ほどと同じですので省略します。ただいま、事務局から説

議長 12番委員お願いします。

12番 12番です。3月24日、10番委員と20番委員と事務局職員で調査した結果を報告いたします。85ページの議案第5号、農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見についてです。下の86ページの3-1の地籍図を御覧ください。申請地は、知識町植松公民館から西へ200m、沖田新蔵線の県道に面しています。現在は不耕作の畑です。申請面積は一般住宅1棟と通路としての面積合計505㎡であり妥当と思われます。造成につきましては、申請地は道路と同じ高さぐらいですが、30cmほど盛土をして周囲にはブロックを設置し土砂の流出を防ぎます。生活排水は合併浄化槽、雨水は道路側溝へ流します。農用地区域の外周部に接しており周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はなく、転用許可の見込みもあると思われ、農用地区域からの除外要件を満たしておりますので、やむを得ないと判断しました。なお、申請地の奥に耕作されていない農地が1871㎡ありますのでそのために通路を6m50cm幅で作るということであります。以上です。

議長 続きまして説明をお願いします。

事務局 第2項、用途区分変更の申請内容について説明いたします。申請地は、下知識町の田、105㎡です。申請人は、市内で農産物の生産販売等を営む法人です。申請地を取得して、近接に建設予定のキノコプラント工場の駐車場用地として利用しようとするものです。土地改良地区内ですが協議済みであり、91ページ、第5条転用、第3-9項と同時申請になります。10ha以上の規模の一団の農地の区域内に位置し、また土地改良事業の施工区域内に位置するため第1種農地に該当しますが、不許可の例外である「農業用施設等」に該当します。

議長 16番委員お願いします。

16番 16番です。3月24日、1番委員、21番委員、事務局職員で調査をした結果を報告します。用途区分の変更、第2項です。申請地は下知識町の特産館いずみから南へ80mの所に位置し、現在不耕作の水田です。地籍図ですが次の86ページの右側になります。網掛けの部分が申請地になります。申請面積は、近くに建設予定のキノコプラント工場の駐車場として使いたいということで面積が825㎡であり妥当であると思われます。造成等につきましては、右側に道路がありますが、ここの水田が1mほど下がっておりまして、道路と同じ1mほど盛土をするということで表面は砂利敷きにするということです。車がだいたい12台ほど停められる広さになるということです。それとこの水田の上側に〇〇〇番の田がありますが、ここの部分だけが低くなった状態になりまして、大水等の際ここに水が溜まる可能性がありますので、この駐車場自体左側に水路がありまして、そちら側に傾斜をして水は左側の水路の方へ流すようにするという事です。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はなく転用許可の見込みはあると思われまして、農用地用途区分変更の要件を満たしておりますので、やむを得ないと判断しました。

議長 ただ今、事務局と調査員の報告が終わりましたが、御意見・御質問はありませんか。

(「なし。」の声)

議長 なしの声がありました。調査員の報告では、第1項、2項ともやむを得ないという報告でしたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 それでは、議案第5号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見につい

ては、全件やむを得ないに決定します。

議長 続きます、議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局 議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について、資料は87ページ、第3-1項について説明いたします。申請地は今釜町の田、316㎡です。申請人は、市内で農業を営む個人です。申請地を取得して、農業機械駐車場及び農機具類置場として利用しようとするものです。土地改良地区内ですが協議済みであり、農用地区域外の農地です。10ha以上の規模の一団の農地の区域内に位置するため、第1種農地に該当しますが、周囲概ね50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である集落接続施設に該当します。以上です。

議長 1番委員、お願いします。

1番 1番です。3月24日、16番委員と21番委員と事務局職員で調査した結果を報告いたします。申請地は、今釜町、米ノ津小学校から北へ350mほどに位置し、現在は不耕作の田んぼです。申請面積は、農業機械・農具類置場及び駐車場としての敷地面積として、316㎡であり妥当であると思われます。造成については、30cmから35cm程度盛り土をして利用し、隣接農地等との境界には、ブロックを設置する予定です。雨水等については、自然流下及び水路へ放流するとのことでした。急傾斜の右側に通路があって、左側の方に排水路があって、そこの方に工事するという事でした。農業機械・農具類置場と駐車場という事ですが、その自然流下なのでそこを砂利でそのようにして、機械等はビニールハウスとか建てる予定で、簡易のものでちゃんとした倉庫を建てるという事ではなかったそうです。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 事務局・調査委員の報告が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。質疑等無いようです。調査委員の報告では、許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当と決定いたします。

議長 議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局 議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について、資料は89ページです。第3-1項について説明いたします。申請地は、知識町の畑3筆、625㎡です。申請人は、市内の会社員です。今回、新たに申請地を取得して一般住宅1棟及び通路として利用しようとするものです。一般住宅の基準一般住宅の基準である、概ね500㎡を超えておりますが、公道へ接続するための通路部分に必要な面積を考慮してとの理由書が添付されております。土地改良地区外で農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地のその他の農地に該当します。以上です。

議長 12番委員、お願いします。

12番 12番です。調査日時につきましては、先ほど報告いたしましたので、省略いたします。議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について、第3-1項です。93ページの

左側の地籍図を御覧ください。申請地は、下鯖町、鹿島保育線の東側に位置し、不耕作の畑です。申請面積は、一般住宅1棟及び通路を合わせて624㎡であり、妥当であると思われます。造成につきましては、道路部分から奥にかけて最大で80cm程度の盛り土を行い、隣接する農地の境界にはブロックを設置する予定です。この隣接する農地が、申請地よりも40cmから50cm以上高い所にあるので、この80cm程度の盛り土とブロックは必要だと思われました。生活排水は下水道、雨水は道路側溝を利用されるということです。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。以上です。

議長 続きまして、2項お願いします。

事務局 続いて、第3-2項について説明いたします。まず総会資料の枝番の所ですが、〇〇〇番〇となっておりますが、法務局から上がってきた登記簿によりますと、〇〇〇番〇という枝番が振られておりますので、〇〇〇番〇に修正をお願いいたします。申請地は、中央町の畑、405㎡です。申請人は、市内の会社員です。現在、借家住まいで手狭となり、今回新たに申請地を取得して一般住宅1棟を建築しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。都市計画の用途地域から、概ね500m以内に位置し、農地の集団性が10ha未満のため、第2種農地の市街化近接農地に該当します。以上です。

議長 16番委員、お願いします。

16番 16番です。申請番号第3-2項です。地籍図が93ページの右側になります。斜線部分のところが今回の申請地ですが、この畑は2つに分割をされて下の部分になります。申請地は、中央町、パチンコニューヨーク出水店の東側に位置した所で道路を挟んでの所で、不耕作の畑でした。申請面積は、一般住宅1棟を建築する面積として405㎡であり、妥当だと思われれます。造成については、10cmから30cm程度盛り土をして、隣接地との境界には、ブロックを3段積む予定です。生活雑排水は下水道、雨水については道路側溝へ流すということです。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 3-3項、お願いします。

事務局 続いて、第3-3項について説明します。申請地は、中央町の畑、79㎡です。申請人は、市内で農業を営む個人です。今回新たに申請地を取得して、県道から申請人畑に通ずる通路として利用しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。都市計画の用途地域から、概ね500m以内に位置し、農地の集団性が10ha未満のため、第2種農地の市街化近接農地に該当します。以上です。

議長 16番委員、お願いします。

16番 16番です。申請番号第3-3です。地籍図ですが、94ページの左側になります。先ほど説明した場所と同じ所で、〇〇〇番、畑、ここの上の部分の斜線部分が、今回の申請地です。説明にもありましたように、右側に〇〇〇番、畑と、ここが通路というような事です。造成については、道路から奥に向かって10cm程度盛り土をして、砂利等で舗装されるということです。雨水については自然流下とのことです。周辺農地への影響はないと思われれます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続きまして、3-4項お願いします。

事務局 続きまして、第3-4項について説明いたします。3-4項につきましては、85ページ

の議案第5号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見についての第1項で説明しましたので省略いたします。

議長 12番委員、お願いします。

12番 12番です。調査日時等については、先ほど報告いたしましたので、省略いたします。90ページの議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請については、85ページの農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について、第3項で説明しましたので省略します。許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 3-5項、お願いします。

事務局 続きます、第3-5項について説明いたします。申請地は、米ノ津町の田、353㎡です。申請人は、市内で美容室を営む個人です。今回、申請地を取得して申請人が営む美容室の専用駐車場として利用することに伴い、既に駐車場として利用されていたので、適正な状態にするため、始末書を添付して申請するものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。都市計画用途地域内に位置するため、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。以上です。

議長 10番委員、お願いします。

10番 10番です。議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について、3月24日、12番委員と20番委員と事務局職員で調査した結果を報告いたします。資料は90ページ、第3-5項。地籍図は95ページ、左です。転用目的は、駐車場です。申請地は、米ノ津町、米ノ津天満宮から東へ50mほどに位置し、面積は353㎡。不耕作の畑です。25年以前周りが宅地になり、一段低い田んぼでそこを30cmほど埋め立てて隣接の道路と同じ高さにして碎石を入れ車が4台程入れる駐車場にされて、隣接する美容室が25年ほど既に利用されています。関係書類等、始末書を提出し申請されています。駐車場の敷地面積として、353㎡であり妥当であると思われます。現状のまま利用し、隣接する宅地3面には、既にブロック塀が設置されており土砂が流失することはないそうです。雨水は道路側溝を利用されます。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続きます、3-6項お願いします。

事務局 第3-6項について説明します。申請地は、下知識町の畑2筆、251㎡です。申請人は、市内の会社員です。現在借家住まいで手狭となり、今回新たに申請地を取得して一般住宅1棟及び通路として利用するものです。土地改良地区内ですが協議済みであり、農用地区域外の農地です。10ha以上の規模の一団の農地の区域内に位置するため、第1種農地に該当しますが、周囲概ね50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である集落接続施設に該当します。以上です。

議長 1番委員、お願いします。

1番 1番です。調査日等については、先ほど報告したので省略します。申請地は、下知識町、津山自治公民館から北東へ250mに位置し不耕作の畑です。申請面積は、一般住宅1棟及び通路を建設する面積として486㎡であり、妥当であると思われます。申請地は、現状では造成されており、綺麗ではあったんですが、その他は竹藪になっていて、手前の田んぼの用水路の方にちょっと土砂が流れてきそうな感じの斜面でした。それを綺麗にするためにL型擁壁を積んで綺麗に造成してるところで、ちょっと綺麗になっているんで放流してという

経緯でその土地を売却という形になると聞きました。造成については、現状のまま整地して利用し、隣接農地等との境界には、L型擁壁およびブロックを3段積む予定です。生活雑排水は合併浄化槽、雨水については隣接水路へ流すとのことです。周辺農地への影響はないと思われまます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続きまして、3-7項お願いします。

事務局 続きまして、91ページ、第3-7項について説明します。申請地は、麓町の畑、621㎡です。申請人は、市内で不動産業を営む法人です。今回、新たに申請地を取得して隣接する武家屋敷の管理及び公開に向けて、観光客用等の駐車場として利用しようとするものです。出水市伝統的建造物群保存地区にあり、石垣を除去するための現状変更行為許可書の交付を受け添付されています。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。都市計画用途地域内に位置するため、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。以上です。

議長 12番委員、お願いします。

12番 12番です。調査日等については、先ほど報告したので省略します。議案第7号 農地法第5条、第3-7項についてです。地籍図は、96ページを御覧ください。申請地は、麓町、出水小学校の西側に位置し不耕作の畑です。隣接する宅地の建物は以前武家屋敷として公開されていましたが、現在は管理もされていない空き家です。申請面積は、駐車場の敷地面積として、621㎡であり妥当であると思われまます。予定の台数は9台で、下は砂利を敷くとのことです。ただ麓の立地上、坂道になっており石垣で囲まれておりますので、この石垣を壊してそこに5m幅の出入り口の駐車場を造るとの事で、造成については、切土を1m程度実施し、道路への流失を防ぐため、土留目工事を実施されるそうです。雨水は自然流下です。今後隣接する建物武家屋敷として、再公開に向けるための観光客用の駐車場として利用するそうです。周辺農地への影響はないと思われまます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続きまして、3-8項お願いします。

事務局 続きまして、第3-8項について説明します。申請地は、麓町の畑、276㎡です。申請人は、鹿児島市内で福祉用具のクリーニングをされている個人です。一体利用地として、隣接宅地、480.96㎡があります。今回、隣接宅地の古民家を活用した民泊事業を進め、付加価値の向上を図るため、申請地を取得して貸庭園として整備しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。都市計画用途地域内に位置するため、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

議長 12番委員お願いします。

12番 12番です。調査日程については、先ほど報告しましたので省略します。91ページの議案第7号、農地法第5条第3-8項についてです。地籍図96ページの右側を御覧ください。申請地は、麓町出水小学校から北へ200mほどに位置し不耕作の畑です。隣接する古民家の再生による民泊施設としての活用に伴う貸庭園としての申請です。申請面積は276㎡であり妥当と思われまます。造成につきましては、現状のまま利用し、隣接する農地の境界には、生垣を作るそうです。雨水は溜枿を利用して自然流下及び道路の側溝を利用されます。この申請地はもともと庭園だったようで、大きな切株が何本か残されておりました。ただ隣接している屋敷は、もう今にも崩れ落ちそうで、基礎部分の柱はもうなくなって、レンガを5、6

段積み重ねて、窓も壁も全部破けていました。多分、大きな台風が来れば、家ごと飛んでいくのではないかと心配いたしました。庭の設計は所有者の息子さんが手掛けるそうです。周辺農地への影響無いと思われれます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので許可相当と判断しました。

議長 続きまして、3-9項お願いします。

事務局 第3-9項につきましては、85ページ議案第5号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見についての第2項で説明しましたので省略いたします。

議長 16番委員お願いします。

16番 はい。16番です。調査日時等につきましては、先ほど報告しましたので省略します。第3-9項です。説明にもありましたように、85ページの農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見についての第2項で説明しましたので省略いたします。調査の結果、許可相当と判断しました。

議長 3-10項お願いします。

事務局 続きまして、第3-10項について説明します。申請地は、五万石町の畑、275㎡です。申請人は、市内の会社員です。一体利用地として、宅地、377.71㎡及び雑種地59㎡があります。現在、借家住まいで手狭となり今回新たに申請地を取得して一般住宅1棟及び通路物置等として利用しようとするものです。一般住宅の基準である、概ね500㎡を超えておりますが、公道へ接続するための通路部分及び車の転回場所等に必要な面積を考慮してとの理由書が添付されております。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。都市計画用途地域内に位置するため、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

議長 1番委員お願いします。

1番 1番です。申請地は、五万石町で出水高校から南へ200mのところ position し、不耕作の畑になります。97ページを御覧ください。地籍図の右の〇〇〇番の畑ですが、一体利用として〇〇〇番の隣の宅地、その右側に雑種地とありますが、〇〇〇番の雑種地が今回の対象の場所になります。〇〇〇番の雑種地から細い線がありますが、それが水路でそこを通過して宅地の〇〇〇番の宅地に入っていくというかたちになるのでこの面積になっております。使用面積は一体利用地を含めて711㎡であります。宅地に入るための通路の部分の理由書が添付してあります。造成については、建物部分を90cmほど盛土して敷地の部分は20cmほど盛土をされるということです。生活排水は下水道、雨水は水路へ流すということです。〇〇〇番は山林で〇〇〇番の畑には何も作っていないということで周辺の農地には影響はないと思われれます。調査の結果、転用目的には問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続きまして、3-11項お願いします。

事務局 続きまして、第3-11項について説明します。申請地は、下鯖町の畑、114㎡です。申請人は、市内の介護事業を主に不動産賃貸業を営む法人です。一体利用地として、宅地、170.33㎡があります。今回、新たに申請地を取得して貸家1棟を建築しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。都市計画用途地域内に位置するため、第3種農地 の都市計画用途地域内農地に該当します。

議長 10番委員お願いします。

10番 10番です。議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について、調査日時については、先ほど報告しましたので省略します。資料は、92ページ第3-11項、地籍図は9

8ページ左です。転用目的は貸家です。申請地の位置は、下鯖町貸切住宅の北側に位置して不耕作の畑です。その時は菜の花が咲いておりました。申請面積は一般住宅1棟及び駐車場の敷地面積として三角形の114㎡であり、妥当と思われます。造成は道路門から奥にかけて北側は少し高いものですからそこを切り取りして下げて、手前を80cmから30cmの盛土を行い造成するそうです。隣接する農地との界にはブロックを設置するそうです生活雑排水は市下水道、雨水については道路側溝へ流すとのこと。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分には問題はありませので、許可相当と判断しました。

議長 続きまして、3-101項をお願いします。

事務局 続きまして、第3-101項について説明します。申請地は、高尾野町大久保の田、1284㎡のうち102㎡です。申請人は、福岡県飯塚市で主に太陽光発電事業を営む法人で、今回、新たに申請地を賃借して太陽光発電（メガソーラー）施設設置のため、工事車両用仮設道路として一時的に利用しようとするものです。土地改良区域内ですが協議済みであり、農用区域内の農地です。10ha以上の規模の一団の農地の区域内に位置するため、第1種農地に該当しますが不許可の例外である一時転用に該当します。一時転用の場合の期間は3年間と決められています。

議長 16番委員をお願いします。

16番 16番です。調査日時等については、先ほど報告しましたので省略します。申請番号の第3-101です。地籍図が98ページの右側になります。申請地は高尾野町大久保、農産物直売所山の神から西へ250mのところになります。水田です。ここの細長いところが今回の申請地で通路ということです。右側に山林がありますが、ここらあたりにメガ・ソーラーを設置するということです。申請面積は、通路を確保する面積として102㎡で妥当と思われます。造成につきましては、ここの田から1.5mほど下がっておりまして、ちょうど道路の高さほど1.5m盛土をするということで、フレコンの袋に砂利等を詰めて並べていくということです。隙間につきましては砂利等を埋めて表面は砂利舗装というかたちにするということです。出入り口につきましては、アスファルト舗装にするということで、ちょうど出入り口には水路が通っておりまして、その上にはちゃんと鉄板を置いて、崩れないようにするということでした。説明でもありましたように、一時転用ですので3年間という期間です。周囲の農地には影響はないと思われます。調査の結果、農地区分、転用目的には問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 以上で事務局の説明、調査員の報告が終わりました。これにつきまして、御意見、御質問はございませんか。

（「なし。」の声）

議長 ないようです。調査員の報告では全件許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

（「はい。」の声）

議長 それでは、議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請については、全件許可相当と決定します。

議長 続きまして、議案第8号 非農地判断についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 議案第8号 非農地判断について、資料は99ページです。

第3-1項について、説明します。申請地は、高尾野町柴引の畑2筆、320㎡です。登記地目は畑、申請現況は宅地及び雑種地です。非農地となった年月日は、平成7年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外の農地です。後ほど説明があると思いますが、100ページの図面を見ていただいて、申請地の右側の〇〇〇番〇、〇〇〇番〇などが地目畑となっておりますが、地籍図がまだそのままになっておりまして、現在は貸家がずっと右左挟んで建っているという状況です。

議長 1番委員お願いします。

1番 1番です。調査日時については、報告しましたので省略します。申請地は、高尾野支所から500mのところを位置し、地籍図の左側の〇〇〇番〇にも建物が建っており252㎡の畑のところは周辺の家に囲まれて畑としては利用し難い状況で実際庭みたいになっていました。現場の状況から見て非農地となってから15年以上が経っており農地への復元は困難な状況です。その結果、非農地承認要件を満たしておりますので、承認と判断しました。

議長 続きまして、第3-2項について説明をお願いします。

事務局 続きまして、第3-2項について説明します。申請地は、下大川内の田、1960㎡です。登記地目は田、申請現況は原野です。非農地となった年月日は、平成15年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外の農地です。

議長 10番委員お願いします。

10番 10番です。議案第8号、非農地判断について、調査日時については、先ほど報告しましたので省略します。資料は99ページ第3-2項です。地籍図は、100ページ右です。申請地は、下大川内高牟礼自治公民館から北へ200mのところを位置し、面積は、1960㎡で、20年ほど前から耕作はしてなく、湿田地で廃屋になり20年ほど経った家屋が3棟ほどありました。田としての管理がなされていない原野のような状態になっていまして、5年ほど前までは周辺道路を維持管理していたとのことですが、現場の条許から見て申請どおりの年月は経過していると思われます。農地への復元は困難な状態です。調査の結果、非農地承認の要件を満たしておりますので、承認と判断しました。

議長 続きまして、第3-3項について説明をお願いします。

事務局 続きまして、第3-3項について説明します。申請地は、下大川内の田、519㎡です。登記地目は田、申請現況は山林です。非農地となった年月日は、平成15年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外の農地です。

議長 10番委員お願いします。

10番 10番です。議案第8号、非農地判断について、調査日時については、先ほど報告しましたので省略します。資料は99ページ第3-3項です。地籍図は、101ページ左です。申請地は、下大川内下平野公民館から北東へ150mのところを位置し、面積は519㎡で田として20年ほど管理されておらず、申請地の一部はささや雑木などで、北側は水がながれて湿田地になっておりました。現状の状況から見て、申請通りの年月は経過していると思われる、農地への復元は困難な状況で、調査の結果、非農地としての要件を満たしておりますので、承認と判断しました。

議長 続きまして、第3-4項について説明をお願いします。

事務局 続きまして、第3-4項について説明します。申請地は、野田町上名の畑2筆、483㎡です。登記地目は田、申請現況は宅地及び雑種地です。非農地となった年月日は、平成15

年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外の農地です。

議長 1番委員お願いします。

1番 1番です。申請地は、野田支所から南へ450mのところの位置し、〇〇番〇の畑ですがすでにここには住宅が建っており、現場の状況から見て申請のとおり年月は経っていると思われ、農地としての復元は困難な状況でした。調査の結果、非農地としての要件を満たしておりますので、承認と判断しました。

議長 事務局、調査員の報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

議長 24番委員どうぞ。

24番 24番です。耕作放棄地は、税法上は1.4倍の税率が掛けられるとありますが、除外と税法の接点というのほどのように考えればよろしいでしょうか。

議長 事務局お願いします。

事務局 現在、非農地と上がってきたのは、こちらにやむを得ず相続等で住所がなかった人とかがどうしても管理ができないということで非農地という証明をされる。また、農地を取得されても耕作されるほどの面積がないということで、そのような案件については非農地という扱いで承認をしています。だからと言って全部が全部非農地ということではありませんが、その当たりを顧慮して判断をさせてもらっています。以上です、

24番 その辺は税務課は承知ですか。

事務局 非農地の判断で、その後そのまま山にする方もいらっしゃる、そのまま隣接する宅地と合わせて売る方もいらっしゃいますので、今の段階では、一概に耕作放棄地と税の関係を非農地との関係について農業委員会でそこまで含めて判断するとは思っていません。

24番 了解しました。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」。の声)

議長 ないようです。それでは、調査員の報告では全件承認と報告されましたが、そのように決定しよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 それでは、議案第8号 非農地判断については、全件承認と決定します。

議長 引き続きまして追加議案に入ります。議案第9号 出水市農業委員会職員の出向並びに議案第10号 出水市農業委員会職員の任命につきまして議題といたします。

出水市農業委員会事務局職員の出向につきましては、農業委員会法第26条第3項の規定に基づき職員の任免は農業委員会の決議によって行われるものです。

出向者につきましては〇〇〇 〇さんが令和4年4月1日付けで出水市長事務局へ出向です。それから、出水市農業委員会への任命ですが、農業委員会法第26条第3項の規定に基づき職員の任免は農業委員会の決議によって行われるものとなっていて、〇〇 〇さんが令和4年4月1日付けで出水市農業委員会事務局へ任命されることになっています。

それでは、議案第9号 出水市農業委員会職員の出向並びに議案第10号 出水市農業委員会職員の任命につきまして、皆さん方の御意見はありませんか。

(「なし。」の声)

議長 それでは、御意見等ありませんので議案第9号、10号につきましては同意と決定いたし

ます。

議長 それではその他の項目に入ります。

(その他)

○出水市の農地「貸したい」「借りたい」総点検活動の令和4年3月末現在の活動状況
報告と総点検アンケートに対する協力依頼文書の配付について(事務局説明 省略)

議長 以上をもちまして第8回出水市農業委員会の定例総会を終了いたします。御協力ありがとうございました。

出水市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名押印する。

会 長

印

番

印

番

印

